

研究助成に関する選考委員会の運営細則

目的

第1条 本細則は、一般社団法人予防衛生協会の研究助成規程第7条4項に基づき、選考委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

選考委員会

第2条 選考委員会は、助成を円滑にかつ効果的に実施するために、次の各号に掲げる任にあたる。

- (1) 公募要領、選考基準等の作成
- (2) 助成する研究課題の選考
- (3) 当該研究の成果の確認

2. 選考委員は5名以上8名以内で構成し、実験用の非ヒト霊長類に関わる研究分野の専門家および外部有識者、本協会の役員あるいは職員を含むものとする。

3. 選考委員は理事長が委嘱する。

4. 選考委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

5. 補欠または増員により委嘱された選考委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

選考委員会の運営

第3条 選考委員会は、理事長が招集する。

2. 選考委員長は、選考委員の互選により選出する。

3. 選考委員会は、過半数の委員の出席により成立し、出席委員の3分の2以上の合意により決定する。

4. 選考委員会の議事については、議事録を作成し、理事長に報告する。

利益相反

第4条 選考委員は、研究代表者として本助成に応募してはならない。

2. 助成する研究課題の選考に際して、委員と利益相反の関係にある者が申請する研究課題の審査に、当該選考委員は加わることはできない。

3. 選考委員との関係が利益相反に該当する場合は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が家族であるとき
- (2) 申請者が大学、研究機関等において同一の学科等または同一の部署に属しているとき
- (3) 申請者が選考委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に緊密な共同研究を行った者であるとき
- (4) 申請者が博士論文の指導を行い、または受ける等緊密な師弟関係にあるとき

(5) 申請者あるいは申請者の所属する機関から、選考委員会の開催日の属する年度を含む過去3年度以内に、いずれかの年度において100万円を超える経済的利益を受けているとき

(6) 申請者と直接的な競合関係にあるとき

(7) その他深刻な利益相反があると認められるとき

その他

第5条 本細則の改廃は、選考委員会の意見を聞いて理事会が決定する。

附則（令和2年6月2日制定）

この細則は、令和2年6月2日から施行する。